

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意すること につき議決を求めることについて

- 琵琶湖大橋有料道路（第 6 期）事業は、湖西道路真野 IC から守山市水保町中野交差点までの事業区間（4.2km）で、橋本体の耐震対策、ETC 導入および国道 477 号の 4 車線拡幅を実施するもので、ETC 導入は平成 31 年 2 月に、大津市側（1.9km）の 4 車線化は令和 6 年 4 月に完了し、同年 6 月には琵琶湖大橋の耐震対策工事の契約に至った。
- 事業の進捗を踏まえ事業費等を精査したところ、事業費増とこれに伴う料金徴収期間の延期が必要となった。
- 事業費増および料金徴収期間の延期には、あらかじめ県の同意を得た上で国への計画変更申請を行う必要があり、この同意には、県議会の議決が必要となる。併せて、事業収支の不足が生じた場合の損失を補填するために設定している債務負担行為の変更も必要となる。
- 以上のことから、計画変更および債務負担行為の変更について県議会の議決を求める。

1 事業計画の変更について

	現計画	変更計画
事業費	144 億円	184 億円（+40 億円）
料金徴収期間	令和 16 年 10 月 22 日まで	令和 29 年 1 月 21 日まで

- 道路整備特別措置法第 16 条第 1 項の規定に基づき滋賀県道路公社から同意を求められたので、同条第 2 項の規定に基づき、県議会の議決を求める。

2 債務負担行為の変更について

	現債務	変更後の債務
債務負担額	13,983,856 千円	15,739,109 千円
期間	令和 3 年度から令和 16 年度まで	令和 6 年度から令和 28 年度まで

- 事業費および料金徴収期間が変更となることから、収支が不足した場合に備え設定している債務負担行為についても上表のとおり変更となる。
- 国は債務負担行為により不足の損失担保を変更許可条件とされており、債務負担行為の変更について県議会の議決を求める。

その他参考

○事業費増の理由（事務費含む）

- 1 労務費・資材の単価上昇 (約 26.5 億円)
- 2 車道舗装の施工方法見直し (約 5.7 億円)
- 3 琵琶湖大橋の舗装改築 (約 6.0 億円)
- 4 鋼矢板の施工方法変更 (約 1.8 億円)

計 40 億円

○道路整備特別措置法抜粋

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第 10 条

- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(道路管理者の同意等)

- 第16条 地方道路公社は、～～～～～ 許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。
- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき～～～～～は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○琵琶湖大橋有料道路（第6期）事業の概要

